

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月
新潟県上越市

1 現状

職種別人数・平均給料等及び民間従業員のデータ（平成 19 年 4 月 1 日現在）

職 種	上 越 市				民間従業員（ 1 ）		
	人数 (人)	平均 給料月額 (円)	平均 給与月額 (円)	平均 年齢 (歳)	対応する 民間類似職種	平均 給与月額 (円)	平均 年齢 (歳)
調 理 員	168	317,400	327,100	48.9	調 理 士	247,600	39.9
うち学校給食員	103	318,500	327,100	48.11			
用 務 員	78	331,100	351,700	52.9	用 務 員	227,200	53.9
自動車運転手	25	339,800	380,900	53.1	自家用自動車 運 転 者	240,100	52.2
そ の 他	18	338,700	372,000	53.3	-	-	-
合 計	289	324,400	341,100	50.6	-	-	-

（注）1 上越市のデータについて

平成 19 年度地方公務員給与実態調査における、技能労務職員に係るデータに基づき作成しています。

「平均給料月額」とは基本給の平均、「平均給与月額」とは基本給と毎月支払われる扶養手当、住居手当等の諸手当の合計額の平均です。

2 民間従業員のデータについて

厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス） 2」を基に、総務省が作成した技能労務職員の業務に類似する職種の平成 16 年から平成 18 年までを平均したデータを掲載しています。

1 民間従業員のデータについて

民間従業員について

「フルタイムパート労働者」や「契約社員」などが含まれています。（当市の技能労務職員は正規職員のみを対象）

職種について

当市の技能労務職員と類似する職種との比較です。職務内容や在職年数等は一致しているものではありません。

給与月額と年齢について

調理士及び自家用自動車運転者は新潟県平均、用務員は全国平均のデータを使用しています。

2 賃金構造基本統計調査

（賃金センサス）について

厚生労働省が実施する指定統計調査で、主要産業に雇用される労働者の、賃金の実態を明らかにすることを目的に、その年の 6 月に支給される現金給与額と前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額を調査したものです。

職種別の年齢別職員数（平成 19 年 4 月 1 日現在）

単位：人

職 種	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	合 計
調 理 員	4	18	61	40	45	168
うち学校給食員	4	10	33	25	31	103
用 務 員	1	4	16	19	38	78
自動車運転手		3	4	3	15	25
そ の 他		1	4	2	11	18
合 計	5	26	85	64	109	289

給与に関する事項

< 給料 >

技能労務職員の給料は技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に準拠）を適用しています。

行政職俸給表（二）...国家公務員のうち、技能労務職に相当する職員に対して適用する給料表です。

< 諸手当 >

扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を一般行政職に準じて支給しています。

なお、技能労務職員に係る特殊勤務手当の内訳は以下のとおりです。

手当名	支給額	支給要件
清掃手当	1 日 450 円	犬、猫その他の動物の死体を処理する業務に従事した場合
災害応急作業等手当	1 日 600 円	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、立入りの制限若しくは禁止、退去命令等の措置が採られた区域において行う巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査を行った場合

< 昇給基準 >

毎年 1 月 1 日を基準日として、基準日前 1 年間の勤務成績や勤務日数に応じて、昇給の有無や程度を決定します。

2 基本的な考え方

厳しい財政状況にあるなか、様々な行政需要に的確に対応するとともに、必要なサービスの水準を維持するため、「上越市行政改革推進計画」及び「上越市定員適正化計画」に基づき、業務の統廃合や民間委託を推進するとともに、組織・機構の簡素化、合理化を図るなど、最小の経費で最大の効果をあげる行政運営の実現を目指しています。

特に人件費の縮減は、喫緊の課題であり、技能労務職員を含む全ての職員について、民間活力及び有期雇用職員の効果的な活用や職員の年齢構成の平準化も考慮しながら、退職者の補充を必要最小限とするほか、国及び県の給与改定の動向を注視しつつ、今後も適正な給与水準、給与制度のあり方を検証していきます。

3 具体的な取組内容

給与について

地方公務員の給与は、国に準ずることが基本とされており、当市の技能労務職員の給料は、国家公務員に準じた給料表を適用しています。

なお、給与制度の適正化を図るため、一部の手当で国と異なる運用を行っていたものを、以下のとおり見直しました。

住居手当 ... 自宅を新築又は購入した場合の住居手当の支給期間を国と同様に 5 年を限度としました。(平成 19 年度)

通勤手当 ... 通勤距離に応じて支給額を見直し、総支給額を削減しました。(平成 18 年度)

特殊勤務手当 ... 支給対象業務の特殊性、手当の必要性及び妥当性を抜本的に見直し、24 種類あった手当のうち 12 種類を廃止し、新たに「災害応急作業等手当」を新設しました。(平成 19 年度)

なお、技能労務職員に係る特殊勤務手当は「清掃手当」及び「災害応急作業等手当」の 2 手当のみで、技能労務職員のみ支給する特殊勤務手当はありません。

勤勉手当 ... 人事院勧告に基づき、国は年間支給月数を 1.45 月から 1.5 月 (+0.05 月) に引き上げましたが、当市は、県の人事委員会勧告に準拠し、前年度同様 1.45 月に据え置きました。(平成 19 年度)

昇給運用について

55 歳以上の職員については、昇給の程度を抑制しています。(平成 18 年度)

業務委託の状況

事務事業の性質及び内容を十分に精査したうえで、民間等に委ねることが可能な業務については、積極的に業務委託を推進します。

なお、技能労務職員の業務委託の状況については以下のとおりです。

職 種	状 況
調 理 員	平成 19 年度に学校給食調理業務の民間委託を 1 校で試行しました。
自動車運転手	庁用自動車運転業務の一部を民間へ委託しています。
そ の 他	衛生員、公園管理人の業務の一部を民間へ委託しています。